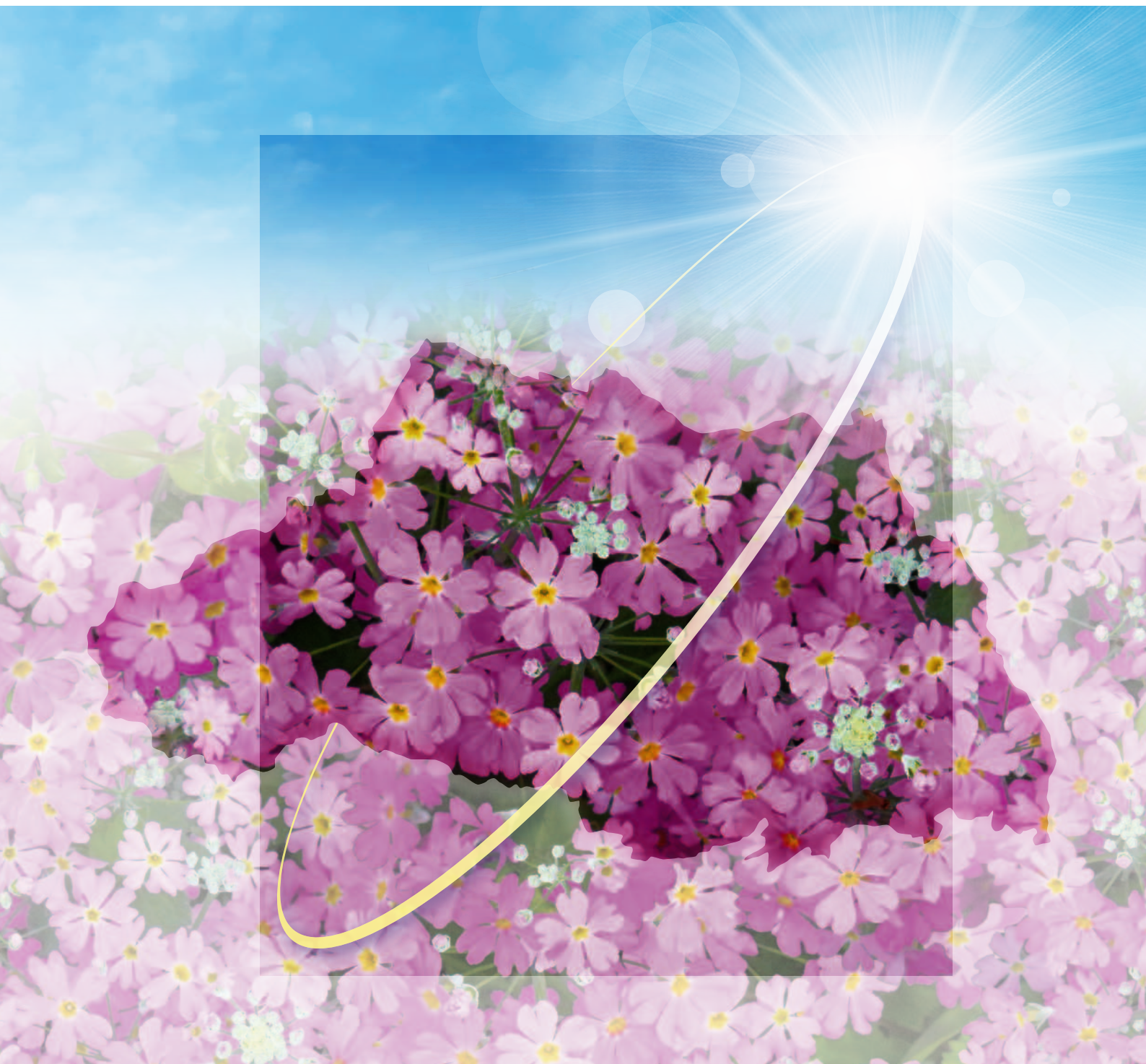


2019

埼玉県信用保証協会の現況



Disclosure

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
コーポレート・アイデンティティ	4
信用補完制度	5
平成30年度の主な取組み	7
平成30年度事業報告	18
平成30年度統計資料	22
第5次中期事業計画	26
平成31年度経営計画	27
情報管理・コンプライアンス等の取組み	29
事業体制と県内ネットワーク	33

創立70周年シンボルマークのご紹介

当協会は、おかげさまをもちまして、本年6月25日に創立70周年を迎えました。



【デザイン趣意】

当協会のコーポレートカラーである青と緑を基調とし、「7」に右上へと伸びゆく矢印のフォルムを重ねました。
また、「0」に埼玉県のシルエットを重ね、日本一晴れの日が多い県であることから太陽をイメージした活力を感じさせるオレンジ色で描きました。

ごあいさつ



会 長 中 野 晃

平素は、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆さまの当協会業務へのご理解とご協力をお願いしまして、令和元年6月25日に創立70周年を迎えることができましたことを重ねて御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2019 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。

当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

平成30年4月の改正信用保証協会法の施行を受け、平成30年度は「金融機関との適切なリスク分担を通じた中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上」「経営支援・事業再生の推進」「地方創生等への貢献」の3点を意識しながら、業務に邁進いたしました。

具体的には、中小企業・小規模事業者および金融機関との対話を重ね、ニーズに応じた金融支援・経営支援を提案するように努めたことで、中小企業・小規模事業者の振興と埼玉県経済の発展にいささかなりとも貢献できたものと自負しております。

今後は、人口減少や事業承継問題など、中小企業・小規模事業者の経営課題は一層複雑化するものと想定されますが、引き続き、丁寧な対話によりニーズを的確に捉え、適切な支援に尽力していくことが肝要だと考えております。

「令和」への改元、そして創立70周年という節目の年に役職員一同気持ちを新たに、一層中小企業・小規模事業者に寄り添った金融支援・経営支援に取り組んで参ります。そして、真に県内の中小企業・小規模事業者の成長と発展に資するよう努め、地域社会の発展に貢献していく所存です。関係諸機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和元年9月

プロフィール

概要 (平成31年3月31日現在)

名 称	埼玉県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設 立	昭和24年6月25日
事 務 所	本店、3支店
役職員数*	役員 5名 職員 181名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	783億円
保証債務残高	7,746億円
保証利用企業者数	46,593企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



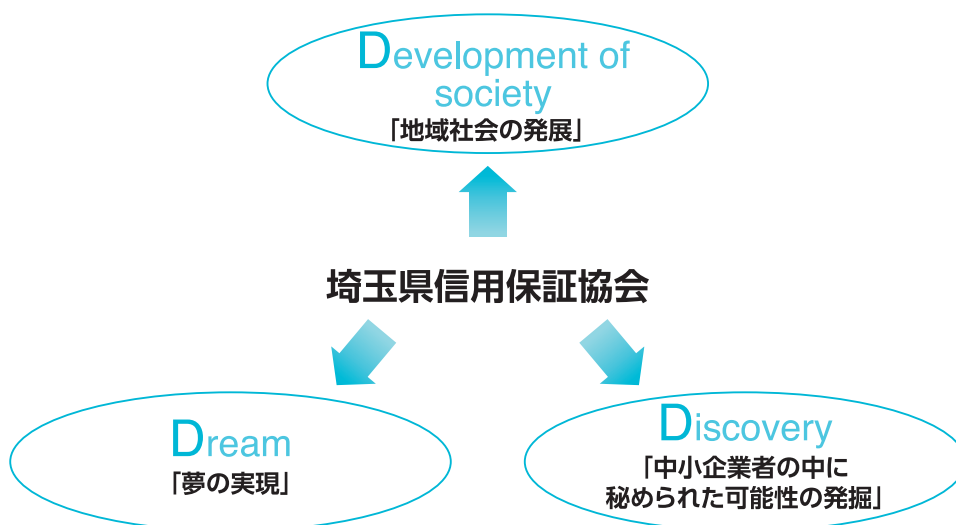
沿革

昭和24年	6月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年	7月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	6月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和61年	10月	熊谷支所を開設
昭和63年	3月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成 元年	4月	川越支所を開設
平成 3年	10月	春日部支所を開設
平成11年	4月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成13年	4月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始

コーポレート・アイデンティティ

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
 地域社会の発展〈Development of society〉のため、
 中小企業者の中に秘められた可能性を発掘〈Discovery〉し、
 夢の実現〈Dream〉のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク



【デザイン趣意】

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業者・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。

信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国であわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

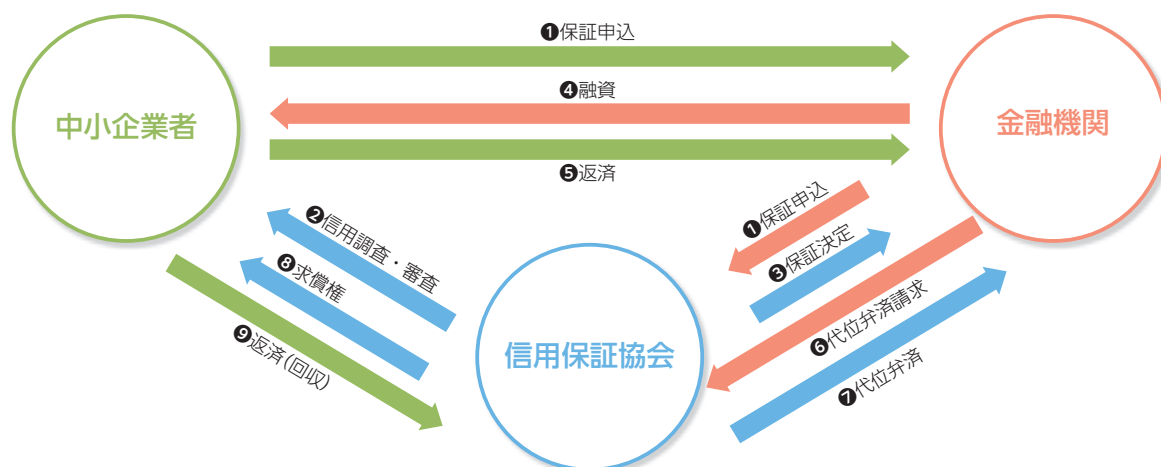
〈責任共有制度について〉

平成17年6月に中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されました。

従来は金融機関の融資額に対し、原則として信用保証協会が100%を保証していましたが、本制度導入後は、一部の制度を除いて信用保証協会の保証割合が80%となり、金融機関に20%の責任負担が生じることになりました。

このように、金融機関と信用保証協会とが責任を共有することで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことが期待されています。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込をします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- ③ 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- ⑤ 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- ⑨ 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



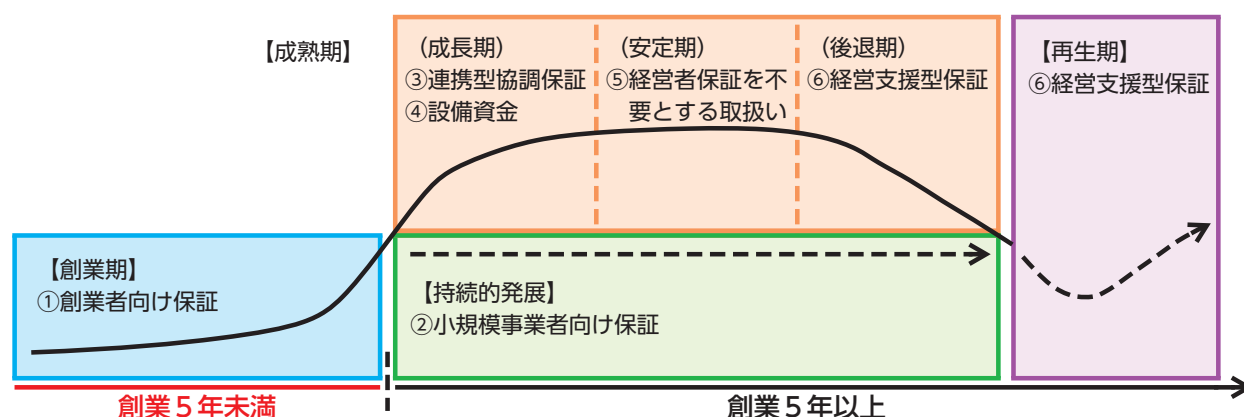
- ① 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- ④ 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

平成30年度の主な取組み

多様な資金需要に対するきめ細かな金融支援

『中小企業者のライフステージに応じた金融支援』

【中小企業者のライフステージ図（イメージ）】



【平成30年度 ライフステージに応じた保証の承諾実績】

(単位：件、百万円)

ライフステージ	金融支援の内容（主な保証制度）	件数	金額
創業期	創業者向け保証（県起業家育成資金）	1,262	5,276
成熟期（持続的発展）	小規模事業者向け保証（県小規模事業資金）	5,607	23,452
成熟期（成長期）	連携型協調保証（Face to Face 保証）	2,122	22,840
	設備資金（制度問わず）	2,132	17,521
成熟期（安定期）	経営者保証を不要とする取扱い（制度問わず）	839	29,535
成熟期（後退期） 再生期	経営支援型保証（県企業パワーアップ資金・経営力強化保証）	410	10,025

【創業者・小規模事業者向け保証制度の保証限度額拡充】

創業者・小規模事業者に対する支援を強化するため、平成30年4月に以下の保証制度について保証限度額を拡充しました。

創業関連保証	小口零細企業保証等
1,000万円（平成30年3月31日まで）	1,250万円（平成30年3月31日まで）
2,000万円（平成30年4月1日より）	2,000万円（平成30年4月1日より）

『金融機関と連携した支援（Face to Face 保証創設）』

金融機関と当協会の連携強化による中小企業者の維持・発展に対するさらなる寄与を目指し、金融機関のプロパ一融資と保証付融資を組み合わせる連携型協調融資保証「Face to Face 保証」を創設しました。

※取扱期間：平成30年4月1日～平成31年3月29日当協会申込受付分

『経営者保証を不要とする取扱いの拡大』

経営者保証を付さない融資の促進を図るべく、平成30年4月より、経営者保証を不要とする新たな取扱いを開始しました。

1. 新規融資（新規保証）時の取扱い

取扱いは、以下の3つのタイプとなります。

1 【財務型】一定の財務要件（特定社債の適債基準と同等の財務要件）による取扱い

対象保証制度：エグゼクティブ・プラス保証

要 件：エグゼクティブ・プラス保証の要件を満たしている

2 【金融機関連携型】金融機関と信用保証協会の連携による取扱い

対象保証制度：全制度

要 件：以下①、②の要件をともに満たしている

①経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資（保証付融資との同時実行を含む）の残高がある

②「法人と経営者における資産・経理の分離」、「債務超過や赤字でない」等の要件を満たしている

3 【担保型】十分な保全による取扱い

対象保証制度：全制度

要 件：申込入または経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、保証金額に対して100%以上の保全が図られている

2. 融資実行後（期中）の取扱い

(1) 融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合

以下の2つのいずれかの手続きで経営者保証の解除を行うことができます。

タイプ 手続き	財務型 (エグゼクティブ・プラス保証)	金融機関連携型	担保型
借換(新規融資)※	○	○	○
条件変更	×	○	×

※3つのタイプのいずれかの要件に該当する必要があります。

(2) 事業承継（代表者の交代）時に経営者保証解除のご希望がある場合

前述「(1)融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合」と同様の手続きで、経営者保証の解除を行うことができます。

なお、前述「(1)融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合」に記載した要件に合致しない場合でも、旧・新代表者の両方の経営者保証を付すことは基本的に行いません。その場合の手続きは、以下のとおりです。

連帯保証人変更の有無	手続き
無 (連帯保証人：旧代表者のまま)	「被保証人名称・住所等変更届出書」による届出
有 (連帯保証人：新代表者に変更)	条件変更による手続き

平成30年度の主な取組み

段階に応じた創業支援

創業を目指している、または創業間もない方へ段階に応じた支援やツールを用意し、「創業者に寄り添った支援」を行っています。

創業準備

創業計画や資金調達に関する相談対応を充実させています

- 創業者向け案内書「ビジネス・ナビ」の提供
- 市町村等で開催される創業セミナーへの講師派遣

資金調達時 (保証申込時)

ニーズに合った保証制度のご提供により資金調達を支援しています

- 面談や現地訪問等による資金調達に関するアドバイス等

資金調達後 (保証利用後)

現況把握とフォローアップを積極的に行っています

- 経営状況を確認するアンケート（保証利用後6か月経過および1年6か月経過時点）
- 経営課題解決に向けた専門家派遣

【創業者向け案内書「ビジネス・ナビ」】

創業に向けての心構え、創業プランの立て方や資金計画の作成方法等を順序だててわかりやすく掲載した創業者向け案内書「ビジネス・ナビ」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布している他、ホームページにも掲載しています。



【資金調達後（保証利用後）のフォローアップ】

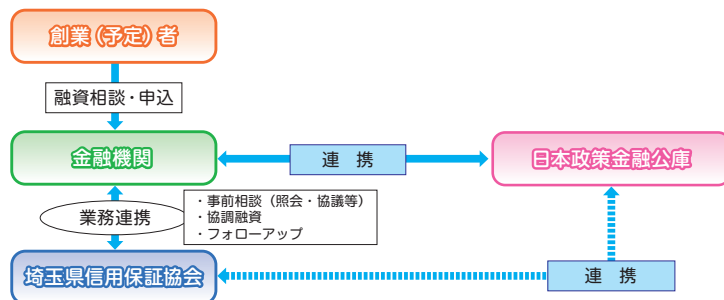
当協会をご利用いただいた創業者へアンケートをお送りし、経営状況を確認しています。アンケートのご回答を受けて、当協会職員が電話や訪問にてお困りの点や経営課題を伺いし、課題に適した専門家を派遣する等、課題の解決に向けたお手伝いをしています。

『金融機関との業務連携による創業支援』

創業者への支援を強化するために、金融機関と業務連携をしています。

金融機関から当協会への事前照会や事前協議スキームを整備することで、保証審査を迅速化したり、保証利用後のフォローアップにおける連携に取り組んだりするなど、創業者の事業が軌道に乗るようサポートしています。

〈業務連携による創業支援のスキームイメージ〉



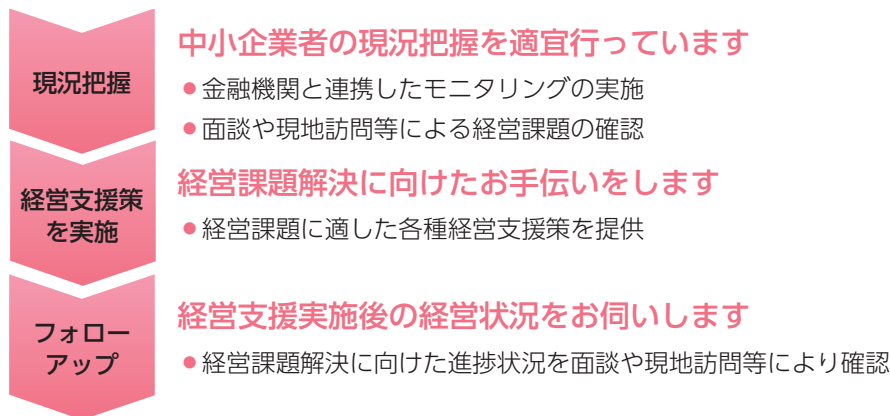
〈業務連携金融機関〉※順不同

埼玉りそな銀行	武蔵野銀行
群馬銀行	東和銀行
栃木銀行	埼玉縣信用金庫
川口信用金庫	青木信用金庫
飯能信用金庫	城北信用金庫
西武信用金庫	埼玉信用組合
熊谷商工信用組合	

中小企業者の課題に適した経営支援

中小企業者の課題に適した経営支援を、適切なタイミングで提供できるよう努めています。

《経営支援のフロー》



『各種経営支援策』

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える金融面の課題解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

関係者が一堂に会して意見交換することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生への取組み】

借換保証等を活用した返済正常化支援、および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、「埼玉県中小企業再生支援協議会」への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

平成30年度の主な取組み

相談窓口の充実

中小企業者が抱える事業経営に関する様々なお悩みに直接お応えするため、各種相談窓口を設置しています。

【経営改善・資金繰り相談窓口（金融よろず相談）】

開設場所	当協会 ● 経営支援部 ● 本店営業部、各支店
開設日時	月～金曜日 午前9時～午後5時20分
相談内容	資金繰りや資金調達等の経営上の相談全般

【女性専用創業相談窓口】

開設場所	当協会 ● 経営支援部創業支援課（専用電話番号：048-647-8 7 3 9）
開設日時	月～金曜日 午前9時～午後5時20分
相談内容	創業を目指している、または創業間もない女性の方からの相談



「女性専用創業相談窓口」
リーフレット

【出張相談窓口】

開設場所	創業・ベンチャー支援センター埼玉
開設日時	火曜日 午後1時～午後4時（事前予約制） 水曜日 午前10時～午後4時（常時開設）
相談内容	創業を目指している、または創業間もない方からの相談

【特別相談窓口】

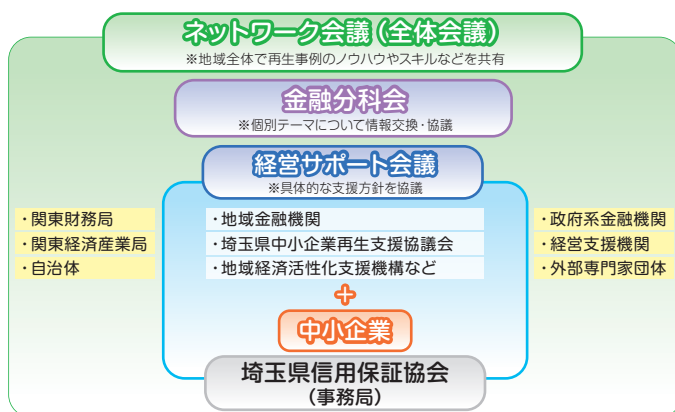
経営環境の急激な変化などの不測の事態が発生した場合、ただちに「特別相談窓口」を当協会経営支援部、本店営業部・各支店に設置し、資金繰りに影響を受けた中小企業者からのご相談に迅速に対応しています。

関係機関との連携強化

『「彩の国中小企業支援ネットワーク」による連携』

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援、また創業支援等を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

〈彩の国中小企業支援ネットワークイメージ図〉



「ネットワーク会議」

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線あわせを目的として定期的に開催

「金融分科会」

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的に開催（平成27年5月設置）

構成メンバー（全28機関） ※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業再生支援協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

【彩の国中小企業支援ネットワーク会議】

●第13回

開催日：平成30年5月18日(金)

開催場所：ソニックシティホール国際会議室

●第14回

開催日：平成30年11月22日(木)

開催場所：ソニックシティホール国際会議室

【彩の国中小企業支援ネットワーク金融分科会】

開催日：平成31年1月25日(金)

開催場所：当協会会議室

議題：「創業支援」と「金融機関との連携強化」



金融分科会

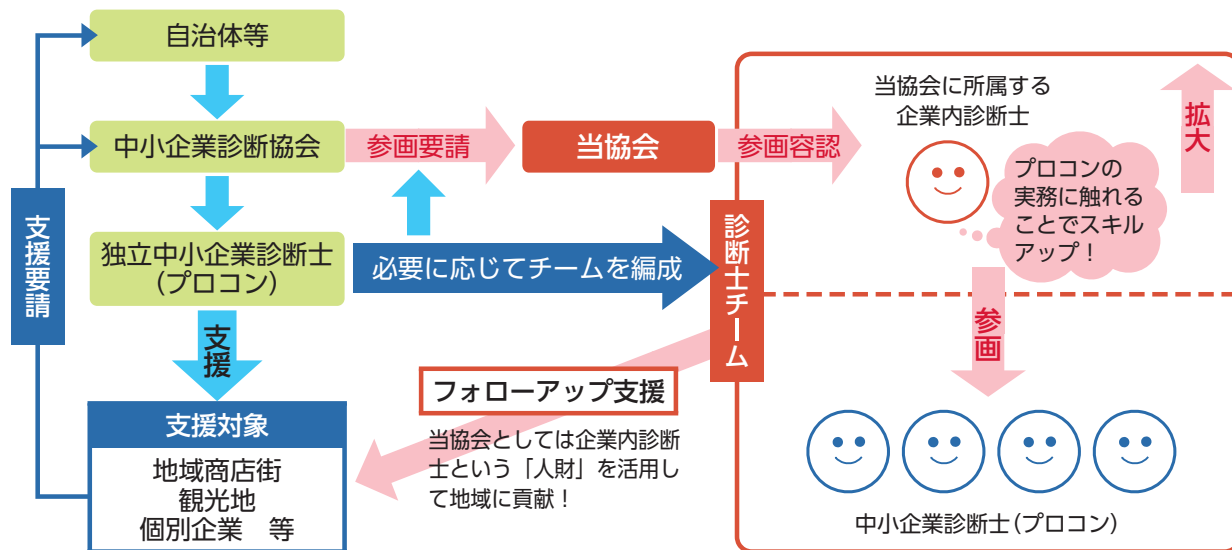
平成30年度の主な取組み

『埼玉県中小企業診断協会と新たな業務提携契約を締結』

平成30年7月9日(月)に埼玉県中小企業診断協会と「地域振興にかかる業務提携契約」を締結し、新たな取組みをスタートしました。

本取組みは、埼玉県中小企業診断協会が実施する商店街支援等に際して編成される診断士チームに、当協会に在籍する企業内診断士が参画するものです。

本業務提携により、さらなる「地域振興」に貢献できるよう努めてまいります。



【「地域振興にかかる業務提携契約」に基づく取組み実績】

商店街支援に際して編成された診断士チームへ、当協会の企業内診断士が参画しました。

商店街からの要望もあり、組合役員ヒアリングや現地踏査等による簡易な形の診断とし、今後の商店街のビジョンに係る提言アイデアの豊富さに力点を置いて行われました。

実施期間：平成31年2月～3月（計4回）

今回の診断対象：所沢プロペ商店街振興組合

『埼玉県中小企業団体中央会、東京海上日動火災保険株式会社と包括連携協定を締結』

平成30年12月14日(金)に、埼玉県中小企業団体中央会、東京海上日動火災保険株式会社と「中小企業の経営力向上、経営改善支援に関する包括連携協定」を締結しました。

本連携協定により、中小企業者等に対して、専門家の派遣サービスや各種情報提供等、経営に関する総合的なコンサルティング機能を発揮し、経営課題の解決を迅速に図り、経営力向上に資する取組みに努めてまいります。

連携内容

- ①県内中小企業者等の健康経営認定支援に関すること
- ②県内中小企業者等の海外展開支援に関すること
- ③県内中小企業者等のBCP策定・サイバーリスク対応支援に関すること
- ④県内中小企業者等の経営力向上に関すること
- ⑤その他セミナー・説明会の開催等、本支援の推進に関すること



『自治体との意見交換会を開催』

創業支援をテーマとして各自治体の創業制度に係る取組み状況等について意見交換を行うとともに、当協会からは近年の創業制度の保証利用状況等についてご説明しました。

開催日：平成30年11月27日(火)

開催場所：当協会会議室



『金融機関との意見交換会、研修会の実施』

金融機関とは、経営トップをはじめ実務担当者まで各階層において密接な対話に努め、中小企業者のニーズの把握等に取り組んでいます。また、当協会本店営業部・各支店の職員は、積極的に金融機関営業店を訪問し、金融の円滑化や経営支援等において連携を強化しています。

その他、当協会の業務について理解を深めていただくため、金融機関の融資実務担当者向けの研修会を定期的に開催しています。



金融機関実務担当者向け研修

「彩の国中小企業再生ファンド」への出資

平成25年10月に組成された「彩の国中小企業再生ファンド」は、県内8金融機関および中小企業基盤整備機構等との共同出資による官民一体型の再生ファンドで、地域における事業再生支援機能の強化を図り、主に埼玉県内の中小企業者の再生を目的としています。

保証協会サービサーと一体となった求償権の管理・回収の効率化

代位弁済後、信用保証協会は債権者として求償権の管理・回収を行います。無担保債権を中心とした一部の求償権については保証協会債権回収株式会社（保証協会サービサー）へ管理・回収を委託しています。

※保証協会債権回収株式会社（保証協会サービサー）

全国の信用保証協会の共同出資により設立され、平成13年4月から営業を開始した債権管理回収の専門会社です。その目的は、主に信用保証協会の有する求償権、特に無担保求償権の回収業務の受託により、信用保証協会と一体となり、回収の最大化に寄与することにあります。

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当協会では、「お客さまに気持ちよく当協会をご利用いただくために」をコンセプトとして、CS（顧客満足）活動を推進しています。

CS推進計画に基づくアクションプランを作成し、広くお客さまの求めるニーズに応えられるよう協会全体で取り組んでいます。平成30年度は、当協会ホームページの見直しや、当協会本店内に設置している窓口案内板の改良等を行いました。



本店内の窓口案内板

平成30年度の主な取組み

地域社会に向けた貢献活動

『専門学校にて出張講座を開催』

将来開業を目指す可能性のある学生を対象に、起業マインドの醸成をねらった取組みとして、以下の2校にて出張講座を開催しました。

立地の選択や売上の予測等についてワークを取り入れながら学生に考察してもらい、理解を深めていただきました。

●第1回

開催日：平成30年11月15日(木)

開催校：埼玉県調理師専門学校（学校法人今昌学園）

●第2回

開催日：平成31年2月21日(木)

開催校：埼玉ベルエポック製菓調理専門学校



埼玉ベルエポック製菓調理専門学校での講義の様子

『高校生へのキャリア教育支援プログラムへの参加』

埼玉県経営者協会が埼玉県教育委員会と連携し開催した、高校生対象の「キャリア教育支援プログラム」へ当協会職員が参加し、講演を行いました。

「感動したことや辛かったこと」「やってよかったこと」等をお話することで、チャレンジすることの大切さや働くことの素晴らしさについてお伝えしました。

開催日：平成31年3月12日(火)

開催校：埼玉県立久喜北陽高等学校



CSR への取組み

『AED（自動体外式除細動器）を設置』

当協会本店および各支店にAEDを設置し、来訪者、地域住民、職員の不測の事態に対応できるよう備えています。



『「防災のまちづくりに関する協定」に基づく活動』

埼玉県ならびに埼玉県警察と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結しています。業務車両に防犯ステッカーを貼付し、安全で安心な街づくりのための活動を行っています。



ステッカー

広報活動の充実

『月報誌「マンスリー・レポート」の発行』

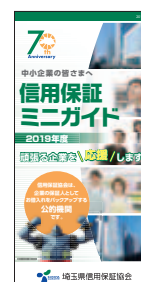
保証制度のお知らせや諸統計を掲載した月報誌「マンスリー・レポート」を毎月発行し、関係機関に配布しています。

また、四半期毎の特集号では、当協会をご利用いただいている中小企業者イチオシのサービスや商品の紹介を、毎年5・6月号では各部署の紹介を行っています。



『「信用保証ミニガイド」の発行』

中小企業者向けに、当協会のご利用等についてコンパクトにまとめた「信用保証ミニガイド」を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しています。



『ホームページ』

中小企業者や関係機関への情報発信と事務の効率化を図るためにホームページを開設しています。

当協会の概要や各種保証制度、相談窓口等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページを設け、利便性の向上に努めています。平成30年11月には、スマートフォン表示への対応も行いました。

また、当協会のホームページにアクセスしていただきやすいように、ご協力いただいた金融機関や商工団体等のホームページに当協会のバナー広告も設置しています。



バナー広告



当協会ホームページ

『ビジネスフェアへの出展』

当協会を中小企業者および一般の方に幅広く知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアに出展し、当協会利用のメリットや各種保証制度についてご案内しています。

【彩の国ビジネスアリーナ2019】

日時：平成31年1月30日(木)10:00~18:00

平成31年1月31日(金)10:00~17:00

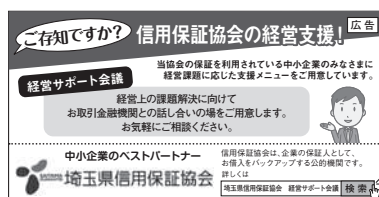
会場：さいたまスーパーアリーナ



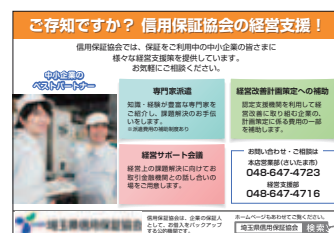
平成30年度の主な取組み

『関係機関広報誌を活用した広報』

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、埼玉県広報誌「彩の国だより」の他、さいたま・川口・川越の商工会議所広報誌に広告を掲載しています。



彩の国だより（県）



さい Biz（さいたま商議所）



MOVE（川口商議所）



CLASSIC かわごえ（川越商議所）

『マスメディアを活用した広報』

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、FM NACK5でのラジオCMや、テレビ埼玉の「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナーでの放映を行っています。また、当協会が新たに実施する施策等について、新聞社へ積極的に情報提供しています。

危機管理の徹底

『反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取組み』

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込人または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。中小企業者や関係機関には、ポスターの掲示やリーフレットを配布し周知徹底を図るとともに、埼玉県警察との連携や職員への内部研修を実施しています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込や申請内容と実態が異なる場合も一切保証しないことをパンフレットに明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。



研修の様子

『事業継続計画（BCP）の策定』

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。

平成30年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項 目	件 数	金 額		計画値 (金額)	
			前年比		計画達成率
保 証 承 諾	23,311	275,014	109.0	250,000	110.0
保 証 債 務 残 高	97,868	774,612	93.3	755,000	102.6
代位弁済(元利)	1,708	15,006	94.7	15,000	100.0
実際回収(元損)	322	3,909	101.4	3,500	111.7

【保証承諾】

県小規模事業資金や、エグゼクティブ・プラス保証、経営力強化保証などが伸長したことにより、23,311件、275,014百万円（対前年比109.0%、対計画比110.0%）となり、前年実績および事業計画を上回りました。

【保証債務残高】

97,868件、774,612百万円（対前年比93.3%、対計画比102.6%）となり、前年実績を下回ったものの、保証承諾額の伸長により減少幅が縮小し、事業計画を上回りました。

【代位弁済】

景気の緩やかな回復の影響や、従来に引き続き経営支援・事業再生支援の強化等に努めたことから、1,708件、15,006百万円（対前年比94.7%、対計画比100.0%）となり、前年実績を下回り、事業計画と同等となりました。

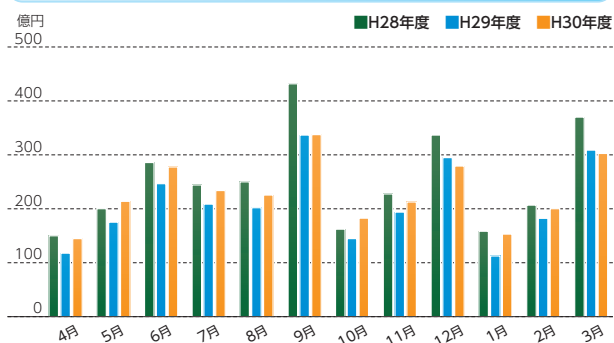
【実際回収】

近年の代位弁済の減少、無担保求償権割合の増加などにより厳しい環境下ではあるものの、3,909百万円（対前年比101.4%、対計画比111.7%）となり、前年実績および事業計画を上回りました。

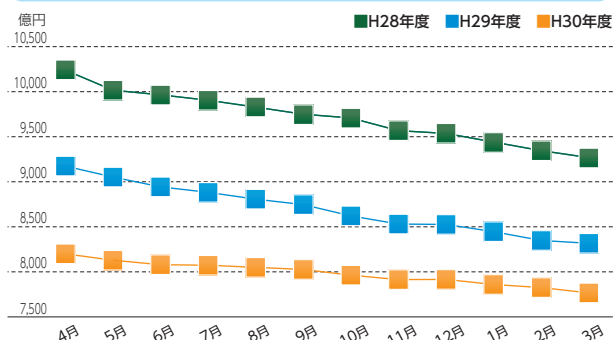
【保証利用企業者数】

46,593企業（前年比97.3%、△1,296企業）となりました。

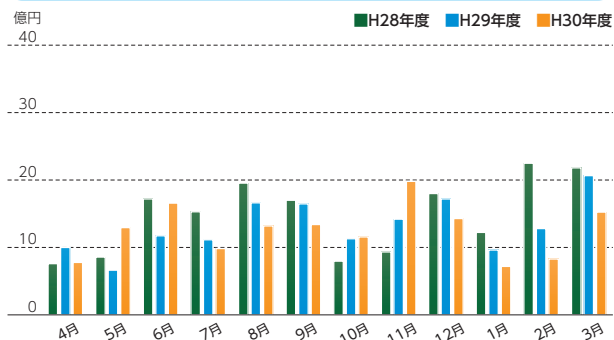
保証承諾金額の推移



保証債務残高金額の推移



代位弁済金額の推移



平成30年度事業報告

収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (単位：千円)

保証料
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

科目	金額
経常収入	9,989,051
保証料	7,746,686
運用資産収入	764,277
責任共有負担金	1,239,542
その他	238,546
経常支出	7,522,827
業務費	2,605,780
信用保険料	4,409,495
責任共有負担金納付金	266,554
その他	240,998
経常収支差額	2,466,225
経常外収入	20,329,043
償却求償権回収金	374,859
責任準備金戻入	5,221,475
求償権償却準備金戻入	1,393,072
求償権補てん金戻入	13,338,613
その他	1,024
経常外支出	21,365,584
求償権償却	15,272,976
責任準備金繰入	4,855,927
求償権償却準備金繰入	1,187,203
その他	49,478
経常外収支差額	△1,036,541
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,429,684
収支差額変動準備金繰入額	714,500
基本財産繰入額	715,184

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却準備金
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。

(単位：千円)

経常外収支	
科目	金額
償却求償権回収金	374,859
責任準備金	
戻入	5,221,475
繰入	△4,855,927
(当期純戻入額)	(365,548)
求償権償却準備金	
戻入	1,393,072
繰入	△1,187,203
(当期純戻入額)	(205,869)
求償権償却	
求償権償却	△15,272,976
求償権補てん金戻入	13,338,613
(当期自己償却額)	(△1,934,363)
その他	△48,454
経常外収支差額	△1,036,541

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

平成30年度事業報告

預け金

代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券

地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権

経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	305	基本財産	78,308,514
預け金	46,571,658	(内訳) 基金	32,259,019
(内訳) 当座預金	48,277	基金準備金	46,049,495
普通預金	3,799,355	制度改革促進基金	0
定期預金	42,661,200	収支差額変動準備金	21,824,596
郵便貯金	62,826	責任準備金	4,855,927
有価証券	74,702,865	求償権償却準備金	1,187,203
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	1,006,878
地方債	47,588,115	損失補償金	0
社債	27,096,750	保証債務	774,612,090
株式	18,000	求償権補てん金	0
その他有価証券	705	借入金	4,360,000
(内訳) ファンド出資	705	(内訳) 長期借入金	0
動産・不動産	37,958	短期借入金	0
(内訳) 事業用不動産	15,906	収支差額変動準備金造成資金	4,360,000
事業用動産	22,052	雑勘定	16,308,571
保証債務見返	774,612,090	(内訳) 仮受金	157,451
求償権	4,108,527	保険納付金	140,809
雑勘定	2,429,671	損失補償納付金	90,752
(内訳) 仮払金	27,609	未経過保証料	15,903,281
厚生基金	329,408	未払保険料	3,888
連合会勘定	7,816	未払費用	12,389
未収利息	100,486		
未経過保険料	1,964,352		
合計	902,463,778	合計	902,463,778

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

収支差額変動準備金造成資金

協会の経営基盤を強化するため、全国信用保証協会連合会から借入した資金です。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	46,571,963	責任準備金	4,855,927
有価証券	74,703,570	退職給与引当金	1,006,878
動産・不動産	37,958	借入金	4,360,000
求償権	4,108,527	雑勘定	16,308,571
求償権償却準備金	△1,187,203	負債合計	26,531,376
雑勘定	2,429,671	【正味財産】	
		基本財産	78,308,514
		収支差額変動準備金	21,824,596
		正味財産合計	100,133,110
合計	126,664,486	負債および正味財産合計	126,664,486

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）774,612,090千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等へ書き換えると左表のようになります。

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。平成30年度末の基本財産は783億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、4兆6,985億円となります。

※平成30年度末の保証債務残高7,746億円の実際倍率は9.9倍（定款倍率に対する消化率16.5%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
平成26年度	72,697	31,219	41,477
平成27年度	74,531	31,545	42,986
平成28年度	76,214	31,862	44,352
平成29年度	77,421	32,086	45,334
平成30年度	78,309	32,259	46,049

経営計画の評価

当協会では、経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

平成30年度経営計画に対する自己評価と外部評価委員会からの意見については、ホームページで公表しております。（委員会：令和元年7月9日（火）開催）

長瀬渓谷の紅葉（長瀬町）

平成30年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、
合計値と一致しない場合があります。)

管轄別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	8,091	110,445	89.8	36.5	7,174	92,819	84.0	36.8	7,878	98,334	105.9	35.8
熊谷支店	4,267	50,076	96.1	16.5	3,790	41,423	82.7	16.4	4,205	46,134	111.4	16.8
川越支店	6,351	78,802	92.2	26.0	5,562	66,866	84.9	26.5	6,147	72,387	108.3	26.3
春日部支店	5,051	63,561	92.3	21.0	4,355	51,225	80.6	20.3	5,081	58,159	113.5	21.1
合 計	23,760	302,885	91.9	100.0	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	38,488	340,368	90.0	36.6	35,742	304,532	89.5	36.7	34,004	282,105	92.6	36.4
熊谷支店	19,055	151,795	90.4	16.3	17,795	136,784	90.1	16.5	16,602	127,919	93.5	16.5
川越支店	29,593	238,774	90.9	25.7	27,835	215,697	90.3	26.0	26,445	202,085	93.7	26.1
春日部支店	24,218	197,762	88.5	21.3	22,191	173,192	87.6	20.9	20,817	162,504	93.8	21.0
合 計	111,354	928,699	90.0	100.0	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	541	5,516	87.0	31.2	531	5,685	103.1	35.9	578	4,754	83.6	31.7
熊谷支店	286	2,850	87.8	16.1	250	2,056	72.2	13.0	314	2,599	126.4	17.3
川越支店	458	4,667	94.7	26.4	409	3,295	70.6	20.8	456	4,391	133.3	29.3
春日部支店	402	4,627	94.3	26.2	416	4,817	104.1	30.4	360	3,262	67.7	21.7
合 計	1,687	17,659	90.9	100.0	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0

■実際求償権回収（元損）

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	364	4,339	102.3	100.0	405	3,855	88.9	100.0	322	3,909	101.4	100.0
うちサービサー	162	913	83.9	21.0	183	1,063	116.4	27.6	187	1,169	110.0	29.9

平成30年度統計資料

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	5,213	94,564	82.8	31.2	4,104	75,572	79.9	29.9	3,909	71,029	94.0	25.8
地方銀行	4,412	68,826	88.0	22.7	3,519	51,895	75.4	20.6	3,644	49,901	95.9	18.1
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	3,147	28,405	91.6	9.4	2,868	25,780	90.8	10.2	2,872	26,810	104.5	9.7
信用金庫	10,374	104,890	105.7	34.6	9,747	93,762	89.4	37.2	12,154	121,434	129.5	44.2
信用組合	550	4,367	98.3	1.4	623	4,856	111.2	1.9	711	5,448	112.2	2.0
政府系金融機関	64	1,833	77.5	0.6	19	466	25.4	0.2	20	381	81.6	0.1
そ の 他	0	0	0.0	0.0	1	4	<	0.0	1	12	332.7	0.0
合 計	23,760	302,885	91.9	100.0	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	31,171	344,853	86.4	37.1	27,542	295,451	85.7	35.6	24,133	258,104	87.4	33.3
地方銀行	21,251	206,139	88.9	22.2	19,028	177,886	86.3	21.4	17,240	157,146	88.2	20.3
信託銀行	1	5	89.9	0.0	0	0	>	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	10,824	67,810	91.1	7.3	10,369	63,219	93.2	7.6	9,815	59,519	94.7	7.7
信用金庫	44,972	290,712	95.1	31.3	43,643	276,087	95.0	33.3	43,841	283,305	102.6	36.6
信用組合	2,849	15,070	91.2	1.6	2,719	14,250	94.6	1.7	2,608	13,938	97.8	1.8
政府系金融機関	284	4,095	93.3	0.4	259	3,297	80.5	0.4	227	2,576	78.1	0.3
そ の 他	2	15	87.2	0.0	3	15	105.2	0.0	4	24	155.9	0.0
合 計	111,354	928,699	90.0	100.0	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	494	6,896	97.4	39.1	496	6,222	90.2	39.2	447	5,082	81.7	33.9
地方銀行	341	3,768	96.7	21.3	306	3,237	85.9	20.4	357	3,316	102.4	22.1
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	160	1,674	92.0	9.5	154	1,004	60.0	6.3	177	1,275	127.2	8.5
信用金庫	623	4,842	80.2	27.4	591	4,950	102.2	31.2	663	4,845	97.9	32.3
信用組合	66	338	67.7	1.9	55	329	97.3	2.1	58	451	137.1	3.0
政府系金融機関	3	142	156.1	0.8	4	112	78.8	0.7	6	38	33.8	0.3
そ の 他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,687	17,659	90.9	100.0	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製 造 業	4,434	64,265	89.0	21.2	3,595	48,314	75.2	19.1	4,004	52,050	107.7	18.9
農林漁業	16	101	129.4	0.0	15	80	78.7	0.0	14	239	300.6	0.1
鉱 業	3	50	58.8	0.0	2	70	140.0	0.0	2	70	100.0	0.0
建 設 業	8,105	94,194	95.2	31.1	7,418	80,824	85.8	32.0	8,167	89,203	110.4	32.4
卸 売 業	2,537	40,059	85.9	13.2	2,132	32,940	82.2	13.1	2,360	35,229	106.9	12.8
小 売 業	2,508	28,626	96.9	9.5	2,218	25,762	90.0	10.2	2,436	27,321	106.1	9.9
飲 食 店	810	5,393	102.7	1.8	739	4,541	84.2	1.8	789	4,595	101.2	1.7
運送倉庫業	1,043	17,293	92.5	5.7	944	15,113	87.4	6.0	1,065	15,845	104.8	5.8
サービス業	3,331	36,184	90.5	11.9	3,013	30,117	83.2	11.9	3,419	34,535	114.7	12.6
不動産業	863	15,558	92.0	5.1	726	13,780	88.6	5.5	974	15,138	109.9	5.5
その他の産業	110	1,162	101.4	0.4	79	794	68.3	0.3	81	790	99.6	0.3
合 計	23,760	302,885	91.9	100.0	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製 造 業	24,838	244,981	87.7	26.4	22,345	211,137	86.2	25.4	20,244	188,120	89.1	24.3
農林漁業	39	218	82.2	0.0	50	234	107.0	0.0	49	352	150.8	0.0
鉱 業	16	174	67.1	0.0	11	125	71.9	0.0	6	97	77.8	0.0
建 設 業	31,206	228,488	91.8	24.6	29,486	207,616	90.9	25.0	28,519	199,437	96.1	25.7
卸 売 業	12,369	128,381	88.8	13.8	11,264	113,011	88.0	13.6	10,297	102,393	90.6	13.2
小 売 業	12,474	94,271	92.5	10.2	11,760	86,964	92.2	10.5	11,185	83,066	95.5	10.7
飲 食 店	4,649	19,599	91.8	2.1	4,389	18,141	92.6	2.2	4,073	16,698	92.0	2.2
運送倉庫業	5,843	64,578	88.9	7.0	5,458	57,946	89.7	7.0	5,206	54,731	94.5	7.1
サービス業	17,047	119,210	91.5	12.8	16,020	106,759	89.6	12.9	15,441	100,907	94.5	13.0
不動産業	2,412	25,346	87.0	2.7	2,327	24,989	98.6	3.0	2,423	25,902	103.7	3.3
その他の産業	461	3,453	104.7	0.4	453	3,282	95.1	0.4	425	2,908	88.6	0.4
合 計	111,354	928,699	90.0	100.0	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製 造 業	302	4,744	83.5	26.9	281	3,299	69.5	20.8	250	2,535	76.8	16.9
農林漁業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鉱 業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建 設 業	445	3,778	72.9	21.4	439	4,209	111.4	26.5	440	3,950	93.8	26.3
卸 売 業	330	3,751	110.7	21.2	251	3,012	80.3	19.0	279	3,156	104.8	21.0
小 売 業	206	1,923	94.6	10.9	227	1,908	99.2	12.0	276	2,055	107.7	13.7
飲 食 店	93	546	73.7	3.1	78	447	81.8	2.8	111	597	133.7	4.0
運送倉庫業	49	784	89.6	4.4	74	895	114.1	5.6	61	656	73.3	4.4
サービス業	248	1,952	136.8	11.1	231	1,956	100.2	12.3	263	1,921	98.2	12.8
不動産業	7	145	167.2	0.8	18	99	68.3	0.6	24	102	103.0	0.7
その他の産業	7	35	2,268.7	0.2	7	29	81.3	0.2	4	35	120.9	0.2
合 計	1,687	17,659	90.9	100.0	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0

平成30年度統計資料

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	13,094	112,517	102.3	37.1	11,708	92,378	82.1	36.6	11,687	87,167	94.4	31.7
市町村制度	1,110	9,718	84.9	3.2	1,160	10,818	111.3	4.3	1,163	10,719	99.1	3.9
一般・協会制度	9,556	180,650	86.9	59.6	8,013	149,139	82.6	59.1	10,461	177,128	118.8	64.4
合 計	23,760	302,885	91.9	100.0	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	66,249	403,719	90.3	43.5	61,562	361,140	89.5	43.5	57,822	325,192	90.0	42.0
市町村制度	7,826	38,979	87.2	4.2	7,241	36,187	92.8	4.4	6,706	34,530	95.4	4.5
一般・協会制度	37,279	486,002	90.0	52.3	34,760	432,878	89.1	52.1	33,340	414,890	95.8	53.6
合 計	111,354	928,699	90.0	100.0	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	1,196	29,772	91.7	9.8	960	22,894	76.9	9.1	769	18,735	81.8	6.8
無担保	22,564	273,113	92.0	90.2	19,921	229,441	84.0	90.9	22,542	256,279	111.7	93.2
合 計	23,760	302,885	91.9	100.0	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	6,566	102,307	86.3	11.0	5,690	88,443	86.4	10.7	4,855	76,305	86.3	9.9
無担保	104,788	826,392	90.5	89.0	97,873	741,763	89.8	89.3	93,013	698,307	94.1	90.1
合 計	111,354	928,699	90.0	100.0	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0

第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、平成30年4月から改正信用保証協会法等が施行されることを受け、今まで以上に金融機関ならびに各中小企業等支援機関と連携しながら、地域の中小企業・小規模事業者（以下、「お客さま」という。）の発展・維持に努めます。

埼玉県信用保証協会の基本理念である「地域社会の発展のため、お客さまの中に秘められた可能性を発掘し、夢の実現のお手伝いをする」を体現するために、これまで以上にお客さまの目線に立ち、各機関と共に手を携えて行動します。

このような業務姿勢をもって、金融機関ならびに中小企業等支援機関との連携を追求し、金融・経営支援を通じて、真に県内のお客さまの成長と発展に資するよう、次の(1)(2)の観点から業務に取り組みます。

(1) お客さま満足の追求

① お客さまのニーズ把握

常にお客さまの目線に立ってニーズを的確に把握するとともに、その事業内容の適切な理解から発展性・持続可能性を見出し、多様な資金需要をサポートすることによってお客さまに「寄り添う」信用保証協会を目指します。

② お客さまサービスの充実

金融機関とのより緊密な連携ならびに対話により、お客さまと金融機関との関係性強化をバックアップし、ライフステージに応じた適切な信用保証の供与によって金融支援に寄与します。あわせて、的確な経営支援策を提供することによってお客さまの「企業価値の磨き上げ」に資するように努めます。

③ 地域連携・情報発信の強化

地域経済の活性化の観点から、県・市町村・商工団体等との連携強化を促進します。また、信用保証の有用性に関する情報発信に努め、お客さまに「選ばれる」信用保証協会を目指します。

(2) 経営基盤の強化

① コーポレートガバナンスの強化

コンプライアンスプログラムの実践および監理を強化し、また、経営方針等の職員への浸透・徹底を図ることで組織力の強化に努め、お客さまや金融機関および中小企業等支援機関から寄せられる社会的な期待に十分応えられる組織を目指します。

② 経営の健全性の向上

信用リスクの管理・制御を適時適切に行い、健全経営の維持・向上に努めます。また、経営を揺るがしかねない反社会的勢力の排除および不正利用の防止に対しては細心の注意を払います。

③ 経営の効率化

お客さまに対する支援やサービスの充実に寄与するため、人員等の適切な配置に努め、組織・業務運営体制の効率化および合理化を促進します。

④ 能力開発・人材育成の取組み強化

事業再生・事業承継等の高度化するお客さまの経営課題に対応しうる職員の育成に努め、お客さま満足の充実・向上に資するように努めます。

平成31年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第5次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、平成31年度の経営計画における重点課題として、以下のとおり取り組みます。

①お客さまのニーズ把握

- 1) お客さまとの対話チャネルの充実
 - お客さまの資金調達や経営相談に関する対応体制を充実させます。
 - 保証をご利用いただいているお客さまに対する事後フォローアップを充実させます。
- 2) 地域経済発展に資する金融機関との関係強化
 - 経営トップから実務担当者までの各階層での対話により関係性を強化します。

②お客さまサービスの充実

- 1) お客さま本位の提案の強化
 - お客さまのライフステージに応じた金融支援を展開し、金融機関との適切な連携による継続的支援体制を確保・維持します。
- 2) お客さまの企業価値向上に資する支援活動の強化
 - 経営改善計画等の策定支援活動を深化させます。
 - 専門家派遣や経営サポート会議等を活用した調整機能の発揮による経営支援を強化します。
 - 経営支援実施後の実効性を高めるフォローアップを実施します。
 - 事業再生・事業承継への対応力強化と体制整備を行います。
- 3) お客さま満足（CS）の更なる向上
 - CS活動を継続展開します。

③地域連携・情報発信の強化

- 1) 商工団体等との持続的な関係の構築
 - 商工団体等との中長期的な関係強化策を実践します。
 - 彩の国中小企業支援ネットワークを活用した参加各機関との個別連携を強化します。
- 2) 「選ばれる」協会としてのイメージ確立
 - 総合的かつ統一的な計画に基づく広報活動を展開します。
- 3) 地域社会に向けた貢献活動の展開
 - 学生等に対する金融教育や起業マインドの醸成への取り組みを行います。
 - 職員の特性や資格を活かして地域振興へ貢献します。

④コーポレートガバナンスの強化

- 1) 組織力向上を企図した内部統制の強化
 - コンプライアンスプログラムの実践・監理を強化します。
 - 経営方針・経営計画の徹底と実効性評価（PDCA）を確立します。

⑤経営の健全性の向上

1) 信用リスク管理の強化

- 期中の経営支援・モニタリングの強化による信用リスク管理を行い、代位弁済を抑制します。
- 返済緩和企業の分類管理と分析を行い、施策への応用に繋がります。
- 廃業が懸念されるお客さまへの経営支援を強化します。

2) 反社会的勢力の排除と不正利用の防止

- 反社会的勢力の排除や不正利用の防止にかかる教育を徹底します。

⑥経営の効率化

1) 環境変化に的確かつ迅速に対応できる組織体制の構築

- 部署横断的な課題解決のための総合調整機能を強化します。

2) 業務の生産性向上を意識した効率化・合理化の促進

- 生産性向上を念頭に置いた業務改善意識の醸成と仕組みづくりを行います。
- 合理的な管理回収体制を追求し、実務において実践します。

⑦能力開発・人材育成への取組み強化

1) お客さま支援のための職員の資質の向上

- 全社的な人材開発・研修プログラムの策定・強化を行います。
- お客さまの様々な課題に対応できる人材を育成します。

【主要業務の計画】

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	280,000	112.0
保証債務残高	744,000	98.5
代位弁済(元利)	14,000	93.3
実際回収(元損)	3,300	94.3

情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠した情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけますように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各担当地域を管轄する本店営業部、支店、債権管理部となります。担当地域の詳細と各部署の連絡先については「担当地域と事務所のご案内」（P34）をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。更に顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

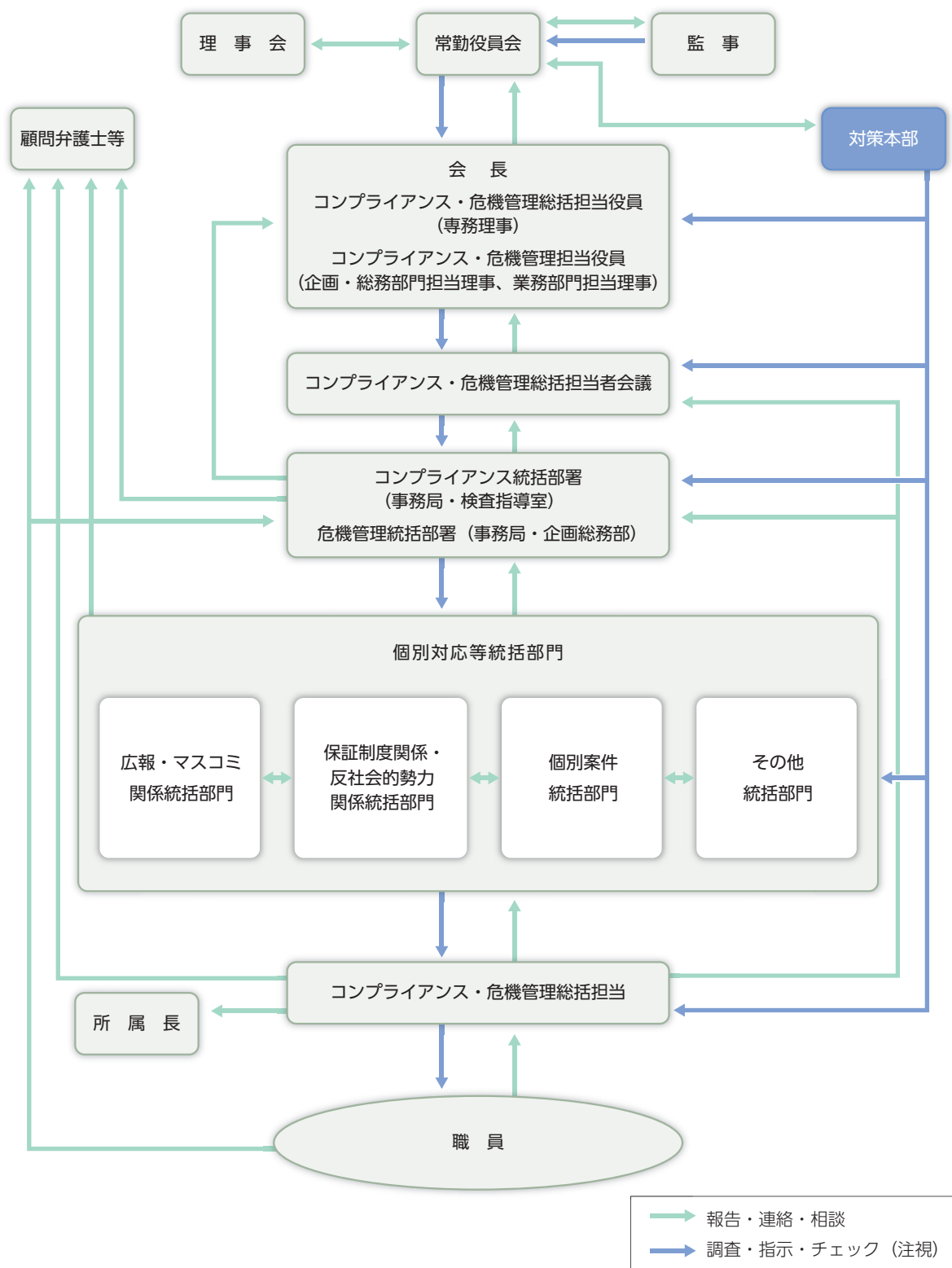
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

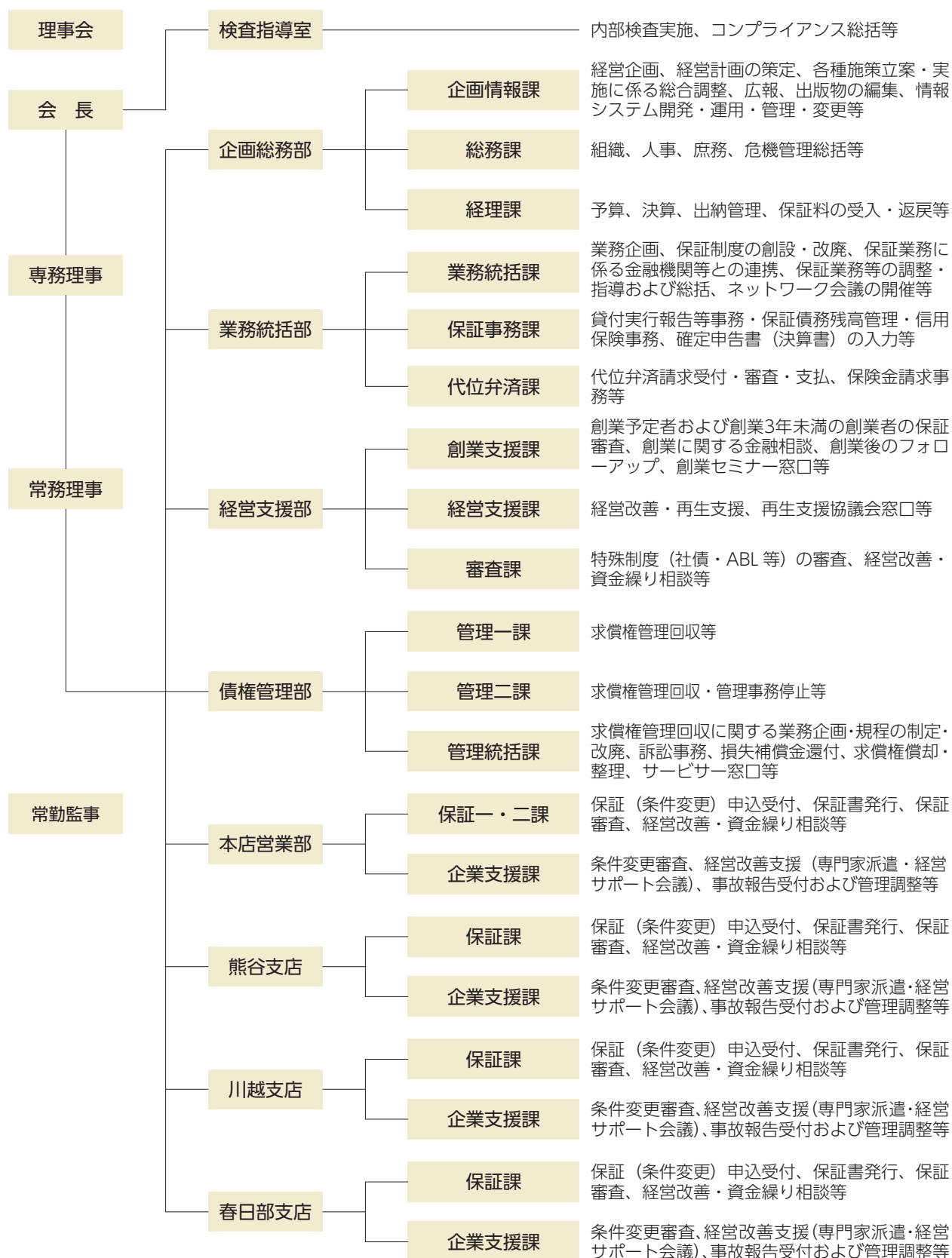
① 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
② コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
③ コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
④ コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
⑤ コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力点を置いています。
⑥ 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

コンプライアンス・危機管理体制図（平成31年4月1日現在）



事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (平成31年4月1日現在)



担当地域と事務所のご案内



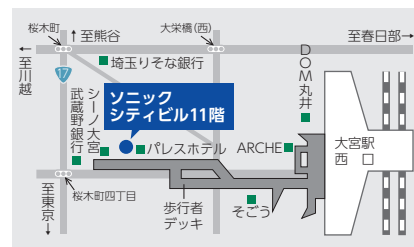
本店

〒330-9608

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5（ソニックシティビル11階）

※経営支援部はソニックシティビル10階

TEL 検査指導室	048(647)4718
企画総務部 企画情報課	048(647)4712
総務課・経理課	048(647)4711
業務統括部 業務統括課・保証事務課	048(647)4713
代位弁済課	048(647)4714
経営支援部 創業支援課	048(647)4720
経営支援課・審査課	048(647)4716
債権管理部 管理一・二課	048(647)4717
管理統括課	048(647)4715
本店営業部 保証一課	048(647)4721
保証二課	048(647)4722
企業支援課	048(647)4723



大宮駅西口より徒歩5分

熊谷支店

〒360-8608

熊谷市筑波2丁目48番地1
（大栄日生熊谷ビル4階）

TEL 保証課 048(521)5221
企業支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183

川越市新宿町1丁目17番地17
（ウェスタ川越公共施設棟5階）

TEL 保証課 049(249)1681
企業支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508

春日部市南1丁目1番7
（埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設5階）

TEL 保証課 048(731)7311
企業支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分



ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

